

◎いじめ対策推進基本法案新旧対照表

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）（附則第四項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款～第五款 [略]</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条）</p> <p>第七款 いじめ対策推進協議会（第二十条の二）</p> <p>第三節・第四節 [略]</p> <p>第四章・第五章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十二 [略]</p> <p>十二の二 いじめ対策推進基本法（平成二十五年法律第 号）</p> <p>第七条第一項に規定する基本計画の策定に関すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款～第五款 [略]</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条）</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三節・第四節 [略]</p> <p>第四章・第五章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十二 [略]</p> <p>〔新設〕</p>

十三〇九十七 [略]

第六条 [略]

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会

独立行政法人評価委員会

いじめ対策推進協議会

第七款 いじめ対策推進協議会

第二十条の二 いじめ対策推進協議会については、いじめ対策推進基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

十三〇九十七 [略]

第六条 [略]

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会

独立行政法人評価委員会

[新設]

[新設]